

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年10月19日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/gyousei/mynumber-original-usecase.html">http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/gyousei/mynumber-original-usecase.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1 第7の項 県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対して、就学に必要な経費のうち医療費及び学校給食費を援助する愛媛県就学援助費(以下「就学援助費」という。)を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減と学校教育の円滑な実施を図る。
⑦独自利用事務の関連規範		愛媛県就学援助費(医療費・学校給食費)支給要綱 愛媛県就学援助費(医療費・学校給食費)支給要領